

# 高齢者福祉のご案内

(令和5年度)

野 田 市

# 目次

項 目	ページ
在宅福祉サービス-----	1
医 療-----	6
健康診査・がん検診-----	8
介護予防・日常生活支援総合事業-----	9
生きがい対策-----	11
相 談-----	12
敬 老 祝-----	12
施 設 等-----	12
買 物 支 援-----	16
国 民 年 金-----	19
税制上の優遇-----	20
問 合 せ 先-----	22
防 犯-----	29
災害に備えて-----	30

## 在宅福祉サービス

(市内に住所を有することが条件となります。基本的に事前申請が必要です。)

項 目	内 容
高齢者住宅改造費 助成制度	<p>介護保険住宅改修制度の上限額を超えた費用の一部を、30万円を限度に助成します。</p> <p><b>【利用要件】</b> 次のすべての要件を満たす方</p> <p>① 介護保険要介護（要支援）認定を受けている方 ② 住宅所有者である方又は住宅所有者に改造の承諾を得ている方 ③ 介護保険負担割合証の負担割合が1割又は2割の方 ④ 野田市税及び介護保険料を滞納していない方</p> <p><b>【助成率】</b> ・市町村民税非課税世帯の方：助成対象経費の2分の1 ・市町村民税課税世帯の方：助成対象経費の4分の1</p> <p><b>【窓口】</b> 高齢者支援課</p>
徘徊高齢者家族支援 サービス	<p>徘徊高齢者を介護する家族に無線発信機を貸与し、高齢者自身に無線発信機を持たせ、徘徊があった場合に、市の指定した事業者がGPSなどで居場所を確認して家族などに伝え、徘徊高齢者の安全を確保するサービスです。</p> <p>利用者は、基本月額利用料と位置情報提供料金などの実費を負担していただきます。</p> <p><b>【窓口】</b> 高齢者支援課</p>
福祉タクシー	<p>要介護者等が会合への出席、通院、および訪問時のタクシー運賃の一部を助成します。</p> <p>利用できるタクシー事業所は制限がありますが、リフト付き、またはストレッチャー付きも利用できます。</p> <p><b>【利用要件】</b> 介護保険制度の要支援・要介護の認定を受けた方、70歳以上のひとり世帯、夫婦世帯で、市町村民税が課されていない方。</p> <p><b>【助成額】</b> 利用1回について支払った運賃の2分の1に相当する額（限度額1,000円）を助成します。</p> <p><b>【窓口】</b> 高齢者支援課</p>

項 目	内 容
緊急通報システム	<p>高齢者が急病などのとき「緊急通報システム」のボタンを押すだけで消防本部に連絡でき、救急隊の救援を受けることができます。</p> <p><b>【対象者】</b>  おおむね65歳以上のひとり暮らしの方、または65歳未満のひとり暮らしの身体障がい者で、身体上慢性的な疾患のある方です。(所得税非課税者)</p> <p><b>【利用者負担】</b> 基本料(回線使用料)及び通話料。</p> <p><b>【窓口】</b> 高齢者支援課</p>
救急医療情報キット	<p>高齢者が自宅で倒れ、救命活動が必要になった時に備え、あらかじめ必要な医療情報などを記入し、冷蔵庫で保管するための救急医療情報キットを無料で配布しています。</p> <p><b>【対象者】</b>  65歳以上の高齢者のみ世帯に属する方、持病をお持ちで日中一人きりになる高齢者の方。</p> <p><b>【窓口】</b> 高齢者支援課</p>
配食サービス	<p>おおむね65歳以上の単身世帯及び高齢者のみの世帯で老衰・心身の障がい及び傷病等の理由により調理が困難な方に食事の配達を行い食生活の改善及び健康の増進を図るとともに安否の確認をします。</p> <p><b>【利用】</b>  1日1回、夕食のみ毎日行います。  実費相当額を負担いただきます。(1食当たり350円)</p> <p><b>【窓口】</b> 高齢者支援課</p>
訪問理容サービス	<p>おおむね65歳以上の単身世帯及び高齢者のみの世帯で老衰・心身の障がい及び傷病等の理由により、一般の理容サービスを受けることが困難な方、または、介護保険制度で要介護3以上の認定を受けた方に、理容サービスに係わる訪問費用を助成し快適な生活を支援します。</p> <p><b>【助成額】</b>  利用1回につき訪問費用1,500円を市から利用者へ助成します。(助成券は年間4枚を交付します。)</p> <p><b>【窓口】</b> 高齢者支援課</p>

項 目	内 容
介護用品支給事業	<p>在宅で要介護者等を介護している方または要介護者等本人に対して、介護用品（紙おむつ）を支給します。</p> <p><b>【利用要件】</b></p> <p>介護認定調査票または主治医意見書で、おむつの使用、尿失禁、または日常生活自立度B・Cのいずれかに該当する方を介護し、世帯全員が市町村民税非課税で、市税を長期間滞納していない方に支給します。</p> <p>生活保護法等により保護を受けている方は対象外です。</p> <p>パンツ型、テープ型、フラット型、尿取りパットについて、利用者が選択したものを月1回自宅等に配送します。</p> <p><b>【窓口】 高齢者支援課</b></p>
家族介護慰労金支給事業	<p>重度の要介護者を、介護保険サービスを利用せずに介護している家族に慰労金を支給します。</p> <p><b>【利用要件】</b></p> <p>介護保険制度において、1年以上継続して要介護4または5の認定を受けている方を介護している家族で、</p> <p>① 介護者、要介護者とも市税を長期間滞納していない</p> <p>② 介護者、要介護者の世帯全員が市町村民税非課税</p> <p>③ 介護者は要介護者と同居または同一敷地内に居住</p> <p>④ 要介護者は過去1年間に介護保険のサービスを利用せず（年間7日までの短期入所利用を除く）、かつ、過去1年間に通算90日を超える入院をしていない等の要件に全て該当する方に年間10万円を支給します。</p> <p><b>【窓口】 高齢者支援課</b></p>

項 目	内 容
<p>住宅困窮者民間賃貸 住宅居住支援事業</p>	<p>60歳以上の単身世帯または60歳以上の高齢者のみの世帯で、家賃などの支払いができるにもかかわらず、「条件の合う住宅を探すのが困難」、「連帯保証人がいない」、「入居後の生活が不安」などの理由で、市内の民間賃貸住宅への入居が困難な世帯へ、入居の機会の確保及び入居後の安定した居住の継続を支援します。</p> <p><b>【利用要件】</b></p> <p>①市内に引き続き1年以上居住し、かつ、住民登録をしている方</p> <p>②家賃などを納入できる見込みのある方</p> <p>③自立した生活ができる方</p> <p>④連帯保証人が確保できない方で、市が協定している保証会社と家賃等保証委託契約を締結でき、緊急時の連絡先を確保できる方</p> <p><b>【保証料の助成】</b></p> <p>連帯保証人が得られず、市が協定している保証会社と家賃等保証委託契約を締結して入居した方で、世帯員全員が市町村民税非課税の場合、入居者が支払った保証料のうち、家賃及び共益費の合計額の10分の3に相当する額で2万円を限度に助成します。</p> <p><b>【窓口】</b> 営繕課、高齢者支援課</p>
<p>家具転倒防止器具取付 事業</p>	<p>地震による被害から生命及び財産を守るため、たんすや本棚などの木製器具に市が用意した家具転倒防止器具を無償で取り付けます。市が用意したL字金具あるいは平型金具2個までを1組として、1世帯につき5組まで取り付けます。ただし、借家に住んでいる場合は、家屋の所有者または賃貸人の承諾書が必要です。また、器具の取り付けは1世帯につき1回限りです。</p> <p><b>【対象世帯】</b></p> <p>家具転倒防止器具を自分で取り付けられない、かつ、他の人の協力が得られない場合で、65歳以上で構成された世帯。</p> <p>なお、住民基本台帳上は別世帯にしている65歳未満の方と一緒に住んでいる場合は、その方も含めて審査いたします。ただし、65歳以上の方と18歳未満の子で構成された世帯は対象とします。</p> <p><b>【窓口】</b> 高齢者支援課</p>

窓口：清掃管理課

項目	内容
ひとり暮らし高齢者等 ごみ出し支援事業	<p>家庭から排出されるごみ等をごみ集積所へ出すことが困難な高齢者、障がい者等に対し、安否の確認を行いながらごみ等を戸別収集することにより、高齢者、障がい者等の在宅での生活を支援します。</p> <p><b>【対象世帯】</b> 介護保険制度の要支援・要介護の認定を受けている方で、概ね65歳以上の方のみの世帯、または身体障がい者のみの世帯</p>
粗大ごみ運び出し収集 事業	<p>粗大ごみを建物内から搬出することが困難な高齢者、障がい者等に対し、粗大ごみを建物内から運び出し収集することにより、高齢者、障がい者等の在宅での生活を支援します。</p> <p><b>【対象世帯】</b> 障がい者のみの世帯、または65歳以上のみの世帯</p>

窓口：社会福祉協議会

項目	内容
※車いすの貸出	<p>下肢の不自由な高齢者の方に無料で車いすを貸し出しています。</p>
※車いす対応自動車の 貸出	<p>下肢の不自由な車いす利用の高齢者、またはご家族の方に無料で（燃料は利用者負担）車いす対応自動車を貸し出しています。</p>

※・・・「関宿福祉センターやすらぎの郷」内の野田市社会福祉協議会関宿出張所でも取り扱っています。

連絡先 野田市社会福祉協議会（野田市総合福祉会館内）  
電話 7 1 2 4 - 3 9 3 9  
野田市社会福祉協議会関宿出張所（関宿福祉センターやすらぎの郷内）  
電話 7 1 9 6 - 8 3 4 1

# 医 療

窓口：国保年金課

項 目	内 容
医療の給付	<p>高齢者に適切な医療を受けていただくために行っています。</p> <p><b>【対象者】</b></p> <p>① 70歳以上の方には、高齢受給者証を兼ねた「国民健康保険被保険者証」が交付されます。</p> <p>② 75歳以上の方には、「後期高齢者医療被保険者証」が交付されます。</p> <p>③ 65歳から74歳までの方で、一定の障がいがあり広域連合の認定を受けた方には、「後期高齢者医療被保険者証」が交付されます。</p> <p><b>【一部負担金】</b></p> <p>医療を受けるときに、所得に応じて定められた額の患者負担があります。</p> <p><b>【限度額適用・標準負担額減額認定証】</b></p> <p>次の所得区分に該当する方は、入院時一部負担金と食事標準負担額が減額になりますので申請をしてください。</p> <p>①の方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 低所得Ⅱ 同一世帯の世帯主とすべての国保被保険者が市民税非課税の方（低所得Ⅰ以外の方）</li> <li>● 低所得Ⅰ 同一世帯の世帯主とすべての国保被保険者が市民税非課税で個々の所得から必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いた所得が0円となる世帯に属する方。</li> </ul> <p>②、③の方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 区分Ⅱ 世帯の全員が市民税非課税の方（区分Ⅰ以外の方）</li> <li>● 区分Ⅰ 世帯の全員が市民税非課税でその世帯全員の個々の所得（年金収入は、控除額80万円で計算）が0円となる被保険者。</li> </ul>
治療用装具費等の支給	<p>コルセットなどの治療用装具費、移送費、あんま、マッサージ、はり灸などの費用で医師が治療に必要と認めた場合、自己負担分を除いた額が申請により払い戻されます。</p>



人間ドック費用助成	<p>健康増進、疾病予防、早期発見に努めるため、次の要件を満たす方に、人間ドックの費用の一部を助成します。</p> <p><b>【対象要件】</b>  次の①②のいずれにも該当する方  ①「野田市の国民健康保険に加入している18歳以上の方」または「野田市の後期高齢者医療制度の被保険者で、野田市にお住まいの方」  ②「国民健康保険料（税）」または「後期高齢者医療保険料」に未納がない方</p> <p><b>【助成内容】</b>  人間ドック費用の半額（年度内1回、最大25,000円）</p> <p><b>【窓口】</b> 国保年金課</p>
はり、きゅう、あん摩等施設利用助成	<p>国民健康保険加入者で、45歳以上の方、及び後期高齢者医療制度加入者で、保険料の未納がない方に、はり、きゅう、あん摩等施設利用券を交付します。</p> <p>利用は野田市指定の施術所のみで可能です。</p> <p><b>【助成内容】</b>  ・1月当たり2枚の利用券を交付  ・利用券1枚につき1,000円を助成（現物給付）</p> <p><b>【窓口】</b> 国保年金課</p>
届出	<p>次の場合は速やかに届け出てください。</p> <p>①転居や転出など住民票に異動が生じたとき  ②世帯主や氏名が変わったとき  ③世帯を分けたり、いっしょにしたとき  ④国保加入者が、会社の保険など他の健康保険に加入したとき</p> <p>※保険証をなくしたり、汚れて使えなくなったときは再交付を届け出ることができます。</p> <p>持参するものについては、問い合わせてください。</p>

## 健康診査・がん検診

窓口：保健センター・国保年金課

項目	内容
特定健康診査	<p>内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目した特定健康診査を、市内の指定医療機関、集団健診で行います。</p> <p>集団健診では、ご希望される方は、結核・肺がん検診（今年度まだ受けていない方）と肝炎ウイルス検診（受診券の肝炎の欄に○がついている方）も一緒に受診できます。</p> <p><b>【対象者】</b></p> <p>野田市国民健康保険に加入している方で、当該年度において40歳以上75歳未満の方。</p> <p>対象者の方には、受診券を送付します。</p>
特定保健指導	<p>特定健康診査を受診した方のうち、内臓脂肪症候群及び予備群と判定された方（特定保健指導対象者）に対し、個別相談を実施しています。</p> <p>対象者の方には、通知を送付します。</p>
後期高齢者健康診査	<p>市内に住所のある、後期高齢者医療制度に加入している方に、市内の指定医療機関にて年1回健康診査を行っています。</p> <p>対象者の方には、受診券を送付します。</p>
がん検診	<p>がん検診（胃・肺・大腸・子宮・乳）を年1回受診できます。</p> <p>40歳以上の方、ただし、子宮がんは20歳以上の女性、乳がんは30歳以上の女性が対象。</p>
肝炎ウイルス検診	<p>40歳以上の方で過去に野田市の検診を受けていない方及び、当該年度の特定健康診査・後期高齢者健康診査において、肝機能検査の数値に異常がある方のうち、検診の希望者が対象。</p>
在宅訪問歯科保健事業	<p>65歳以上の在宅ねたきり高齢者等で、歯科診療所に通院が不可能な方に訪問をして歯科診療や保健指導を行っています。</p>
歯周疾患検診	<p>20歳・25歳・30歳・35歳・40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳・70歳・80歳の方は、歯と歯周組織検査を年1回受診できます。ただし、25歳・35歳・45歳・55歳・65歳の方は申込制となります。</p>
後期高齢者歯科口腔健康診査	<p>市内に住所のある、後期高齢者医療制度に加入している方で76歳の方は、歯科健診を年1回受診できます。</p>

※各種健（検）診の年齢は令和6年4月1日時点の年齢です。

※歯周疾患検診の年齢は令和6年3月31日時点の年齢です。

## 介護予防・日常生活支援総合事業

窓口：高齢者支援課

項 目	内 容
介護予防・生活支援サービス事業 ・第1号訪問事業 (ホームヘルプ) ・第1号通所事業 (デイサービス)	<p>要支援者と基本チェックリストの判定に基づく事業対象者（※要支援1相当のサービス利用となります）に、訪問型サービス（ホームヘルプ）と通所型サービス（デイサービス）を実施しています。</p> <p>新規でサービスの利用を希望する方は、担当地区の地域包括支援センターにご相談ください。</p> <p>※要介護・要支援認定を受けることをお勧めしています。</p>
シルバーサロン (一般介護予防事業)	<p>認知症や閉じこもり予防を目的としたサロンで、地域の高齢者が気軽に集い、おしゃべりや情報交換ができます。</p> <p>開館日：月曜日から金曜日（年末年始を除く、祝日も開設） 10時から15時</p> <p>【対象者】市内在住の65歳以上の方</p>
介護支援ボランティア制度 (一般介護予防事業)	<p>ボランティア活動を通じて、自らの健康増進や介護予防に取り組める制度です。</p> <p>介護支援ボランティアに登録し、市の指定する介護保険施設等でボランティア活動を行うと、ポイントが得られ、ポイント数に応じて年間5,000円を上限に交付金を受け取ることができます。</p> <p>【対象者】市内在住の65歳以上で、要介護・要支援の認定を受けておらず、前年度分までの介護保険料の滞納がない方。</p>
シルバーリハビリ体操 (一般介護予防事業)	<p>身体能力が低下した高齢者でも無理なく行える92種類の体操で、「いつでも、どこでも、ひとりでも」できます。筋力アップや関節の可動域の拡大、からだの柔軟性を高め、転びにくいからだづくり、肩痛・腰痛・膝痛・誤嚥の予防、元気に歩ける筋力の維持・向上に効果があります。</p> <p>市民のみなさんがシルバーリハビリ体操を学び、指導士となって、市内の各地域で体操教室を開催し、ボランティアとして体操を指導することができます。市民同士が互いに支えあい、いきいきと生活することができる、地域のみなさんの健康を支える活動です。</p>

項 目	内 容
<p>のだまめ学校 (一般介護予防事業)</p>	<p>「のだまめ学校」の本講座では、市民の方々の介護予防の知識の向上を目指し、運動、栄養、社会参加に関するさまざまな講座を、保健センターを中心にほぼ毎日実施しています。</p>
<p>えんがわ (一般介護予防事業)</p>	<p>高齢者の方々が中心となって開設し、運営する、日常的にお住まいの地域で地域の方々とふれあうことができる通いの場のことです。地域住民が活動主体となって、地域にある集会所などを活用し、体操などの軽運動や、お茶を飲みながらの歓談、趣味活動など、様々な活動を行い、人と人とのつながりを通じて高齢者の社会における孤立の防止を図ることを目的としています。えんがわを開設する方は、市から一定の補助を受けることができます。</p>
<p>市民ボランティア (一般介護予防事業)</p>	<p>シルバーリハビリ体操指導士、野田市介護予防サポートボランティアの会の介護予防サポーター、ボランティアポイント制度の介護支援ボランティアに加えて、のだまめ学校ボランティアを実施しています。</p>
<p>介護予防サポート企業 (一般介護予防事業)</p>	<p>民間企業などの介護保険以外のサービスや活動を積極的に活用し、介護保険事業費の支出を伴わない介護予防を目指すことを目的としています。</p> <p>介護予防に資する取組を行う企業から、事前に登録をいただき、市の後援や周知協力を可能とします。</p>
<p>広報戦略 (一般介護予防事業)</p>	<p>作成した「介護予防10年の計」のロゴマーク、プロモーションビデオを活用し、一般介護予防事業の普及啓発を行います。また、市のイベント等に介護予防事業として参加する他、野田市公式動画チャンネル (YouTube) に「シルバーリハビリ体操」や「のだまめ学校」の動画を掲載する等介護予防の啓発活動を行います。</p>

## 生きがい対策

項 目	内 容
いきいきクラブ (老人クラブ)	<p>いきいきクラブ（老人クラブ）は、地域の高齢者が集まり、クラブ活動を通じて相互の親睦をはかり、生きがいのある毎日を過ごすため自主的に活動している団体です。</p> <p>おおむね60歳以上の方ならば、誰でも参加できますので、地域のクラブ（単位クラブ）の会長に申し出てください。野田市いきいきクラブ連合会に所属しているクラブには補助金を交付します。</p> <p>単位クラブが集まり、野田市いきいきクラブ連合会（老人クラブ連合会）を結成し、各種行事を行っています。</p> <p><b>【窓口】</b> 高齢者支援課（いきいきクラブ連合会事務局）</p>
グラウンド・ゴルフ場等 整備費補助金	<p>高齢者15人以上で構成する団体が、グラウンド・ゴルフ場、ゲートボール場を設置、または整備する場合には、補助金を交付します。</p> <p><b>【窓口】</b> 高齢者支援課</p>
大型バスの利用	<p>いきいきクラブ（老人クラブ）または市の関係する各種団体等が視察研修等を行う場合に大型バスの利用ができます。（燃料等の実費負担があります）</p> <p><b>【窓口】</b> 高齢者支援課</p>
職業相談	<p>祝日及び年末年始を除く月曜日～金曜日の午前9時～午後4時（正午～午後1時を除く）まで求職の相談や紹介を行っています。</p> <p><b>【窓口】</b> 無料職業紹介所（商工労政課）</p>
内職相談	<p>祝日及び年末年始を除く月曜日～金曜日の午前9時～午後4時（正午～午後1時を除く）まで内職の相談や紹介を行っています。</p> <p><b>【窓口】</b> 無料職業紹介所（商工労政課）</p>
シルバー人材センター	<p>健康で働く意欲のある、おおむね60歳以上の方を会員として登録し、簡単な大工・ふすま張り・庭木の手入れ・事務などの仕事を紹介しています。</p> <p><b>【窓口】</b> 公益社団法人野田市シルバー人材センター 電話7125-2300</p>

## 相 談

窓口：高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター）

項 目	内 容
高齢者なんでも相談室 （地域包括支援センター）	地域の高齢者の総合相談・支援を行います。 また、介護予防ケアプランの作成やケアマネジャーの支援、成年後見制度の活用や虐待の早期発見・防止等を進めています。

## 敬 老 祝

窓口：高齢者支援課

項 目	内 容
敬老祝金	当該年度の9月1日現在において、市内に居住し、当該年度中（4月1日から翌年3月31日まで）に100歳になられる方に祝金を支給します。
敬老祝品	当該年度の9月1日現在において、市内に居住し、当該年度中（4月1日から翌年3月31日まで）に88歳、95歳になられる方及び101歳以上の方にそれぞれ祝品を贈呈します。

## 施 設 等

項 目	内 容
特別養護老人ホーム （介護老人福祉施設）	常時介護が必要で居宅での生活が困難な方が入所する施設です。原則として介護保険の要介護3以上の方が対象です。また、要介護1、2の方も特例的に利用できる場合があります。 【窓口】 特別養護老人ホームに直接入所相談・申込みをしてください。
介護老人保健施設	状態が安定している方が在宅復帰できるよう、リハビリテーションや介護を受ける施設です。介護保険の要介護1～5の方が対象です。 【窓口】 介護老人保健施設に直接入所相談・申込みをしてください。

項 目	内 容	
介護医療院	<p>要介護者に対し、長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に提供する施設です。介護保険の要介護1～5の方が対象です。</p> <p><b>【窓口】</b> 介護医療院に直接入所相談・申込みをしてください。</p>	
ケアハウス	<p>自炊ができない程度の機能低下や生活を続けるのに不安があり、家族の援助を受けることが難しい方が入浴や食事の提供を受けられる施設で、介護が必要な場合には、ホームヘルパーの派遣等を利用できます。</p> <p><b>【窓口】</b> ケアハウスに直接、入所相談・申込をしてください。</p>	
地域密着型サービス（介護保険制度の「要介護」または「要支援」と認定されている方が対象）	<p>通所介護（デイサービス） ※利用定員18名以下の小規模通所介護</p>	<p>施設に通い、食事・入浴・排せつなどの日常生活上の支援や、機能訓練などを日帰りで行う在宅サービスです。</p> <p><b>【窓口】</b> 担当のケアマネジャーに相談してください。</p>
	<p>小規模多機能型 居宅介護</p>	<p>「通い」を中心に要介護者等の様態や希望に応じて「訪問」や「泊まり」を組み合わせて利用者の24時間の生活を支える在宅サービスです。</p> <p><b>【窓口】</b> 小規模多機能型居宅介護施設に直接相談・申込みをしてください。または担当のケアマネジャーに相談してください。</p>
	<p>認知症対応型通所 介護（認知症デイサービス）</p>	<p>認知機能が低下し日常生活に支障が生じている要介護者及び要支援者に対しデイサービスセンターにおいて入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練が受けられる在宅サービスです。</p> <p><b>【窓口】</b> 担当のケアマネジャーに相談してください。</p>
	<p>認知症対応型共同 生活介護（グループホーム）</p>	<p>認知症のある要支援2及び要介護者が、家庭的な環境で入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練が受けられる5人から9人程度で共同生活を営む住居です。</p> <p><b>【窓口】</b> グループホームに直接入所相談・申込みをしてください。</p>

項目	内容
地域密着型サービス（介護保険制度の「要介護」または「要支援」と認定されている方が対象）	<p>地域密着型介護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホーム）</p> <p>認知症高齢者や中重度の要介護者（要支援者は対応不可）に対応するため、可能な限り居宅における生活の復帰を念頭におき、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練が受けられる施設で、定員が29人以下の小規模な特別養護老人ホームです。</p> <p>【窓口】 小規模特別養護老人ホームに直接入所相談・申込みをしてください。</p>
	<p>地域密着型特定施設入居者生活介護</p> <p>小規模な有料老人ホームなどで、入居している方に、入浴などの介護や機能訓練及び療養上の世話を行います。</p> <p>【窓口】 地域密着型特定施設入居者生活介護施設に直接相談・申込みをしてください。</p>
	<p>看護小規模多機能型居宅介護</p> <p>小規模多機能型居宅介護と訪問介護を組み合わせることで、通所・訪問・短期間の宿泊で、介護や医療看護のケアを提供する在宅サービスです。</p> <p>【窓口】 看護小規模多機能型居宅介護施設に直接相談・申込みをしてください。または、担当のケアマネジャーに相談してください。</p>
	<p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護</p> <p>日中・夜間を通じて、定期的な巡回と随時の通報により、居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事などの介護や日常生活上の緊急時の対応を行う在宅サービスです。</p> <p>【窓口】 担当のケアマネジャーに相談してください。</p>
老人福祉センター	<p>高齢者の教養の向上とレクリエーションなどを行うための施設です。利用者に対して、バスの送迎を行っています。</p> <p>【窓口】 老人福祉センターに申込みをしてください。</p>
中根地域福祉センター	<p>市民の文化、教養の向上と老人福祉の向上を図るための施設です。施設には地域福祉センターと老人福祉センターを併設しています。</p> <p>【窓口】 中根地域福祉センターに申込みをしてください。</p>
関宿福祉センター やすらぎの郷	<p>市民の文化・教養の向上を図るための施設です。</p> <p>【窓口】 関宿福祉センターやすらぎの郷に申込みをしてください。</p>



項 目	内 容
老人憩の家	<p>高齢者の教養の向上やレクリエーション等により心身の健康の増進が図られるよう、谷吉会館、七光台会館、関宿会館内に併設しています。</p> <p><b>【利用】</b> 希望する施設に申込みをしてください。</p>
養護老人ホーム	<p>経済的に生活が困難で、住宅の状況や家族の事情で自宅での生活が難しい、おおむね65歳以上の方が入所する施設です。</p> <p><b>【窓口】</b> 高齢者支援課にご相談ください。</p>

# 買物支援

窓口：商工労政課

買物支援推進店	<p>『買物支援推進店』は、買い物に行くことや購入した品物を持ち帰ることが困難な方に、宅配や配達、配食等の買物支援サービスを実施している市内に本・支店、営業所等の店舗がある事業者です。</p> <p>お店に行くことが困難な方は「宅配」または「配食」サービスを、購入した品物を持ち帰ることに困っている方は「配達」サービスをご利用ください。</p> <p>配達区域や料金、申込方法などの詳細なサービス内容については、各事業者にご直接お問い合わせください。</p>
---------	---

宅配	電話、FAX、インターネットや注文票などで品物の注文を受け、ご自宅等に配達するサービス。
配達	お店で購入していただいた品物をご自宅に配達するサービス。
配食	注文により、お弁当や調理済みの料理（おかず）をご自宅に配達するサービス。

買物支援推進店一覧表

(令和5年4月1日現在)

No.	事業者名 所在地・電話等	「○」：実施しているサービス			備 考
		宅配	配達	配食	
1	イオンノア店 (中根 36-1)  TEL 7122-8100	○ インターネット	○	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イオンネットスーパー</li> <li>・「即日便」：2,000円(税込)以上お買い上げの方対象、受付14時30分まで。</li> <li>・イオンカード・ワオンカード・ワオンポイントカード利用者は1箱220円(税込) / イオンカード・ワオンカード・ワオンポイントカードがない場合は1箱330円(税込) ※詳細は直接お問い合わせください。</li> <li>・「イオンネットスーパー」で検索</li> </ul> <p>※ご利用は登録が必要です。</p>

No.	事業者名 所在地・電話等	「○」：実施している サービス			備 考
		宅配	配達	配食	
2	生活協同組合 パルシステム千葉 野田センター (中根 193)	○ 注文 用紙	—	○ 夕食	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宅配—生協の宅配 (注文用紙による申し込み) TEL 0120-554-270 受付時間 月～金曜日 9時～20時</li> <li>・配食—夕食宅配 (事前申し込み) TEL 0120-660-788 受付時間 月～金曜日 10時～18時30分</li> </ul> ※詳細はお問合せください。
	TEL 0120-868-014				
3	生活協同組合 パルシステム千葉 のだ中根店 (中根 193)	○ 電話	○	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「まごころ宅配便」：店舗商品を電話で注文、ご自宅までお届け</li> <li>・宅配専用ダイヤル TEL 0120-556-541</li> </ul> ※詳細はお問合せください。
	TEL 7125-5589 FAX 7123-4598				
4	宅配クックワン・ツウ・スリー野田春日部店 (岩名二丁目 6-20-101)	—	—	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者向け宅配弁当 (必要なときに1食からのご注文もOK)</li> <li>・配達エリア：野田市全域</li> <li>・土日祝日もお届け (1/1～1/3を除く) TEL 04-7127-6616 ホームページ <a href="https://takuhaicook123.jp">https://takuhaicook123.jp</a></li> </ul>
	TEL 7127-6616 FAX 7127-6617				
5	日野屋 (野田 278)	○ 電話	○	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・酒類・ビール、飲料、調味料、菓子、乾物、米、灯油などの宅配・配達</li> </ul>
	TEL 7125-6622 FAX 7125-6610				
6	ワタミタクショク 千葉野田営業所 (山崎 1417-18)	—	—	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宅配弁当 予約専用電話 TEL 0120-191-950 ホームページ <a href="https://watami-takushoku.co.jp">https://watami-takushoku.co.jp</a></li> </ul>
	TEL 0120-191-950				

No.	事業者名 所在地・電話等	「○」：実施している サービス			備 考
		宅配	配達	配食	
7	酒のおおみや・ サラダ館 (花井 194)	○	○	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宅配 (酒・食品・飲料・雑貨カタログ商品)</li> <li>メールアドレス <a href="mailto:oomiya@pop17.odn.ne.jp">oomiya@pop17.odn.ne.jp</a></li> <li>ホームページ <a href="http://0471230038.web.fc2.com/">http://0471230038.web.fc2.com/</a></li> </ul>
	TEL 7123-0038 FAX 7123-0037				
8	まごころ弁当 野田店 (中野台 262 坂本ビ ル 103)	○	—	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宅配弁当 (1日1食でもOK)</li> <li>カロリー調整・低タンパク・ムース食</li> <li>きざみ食・お粥対応</li> <li>・専用ダイヤル TEL 0120-028-546</li> <li>(月曜日から土曜日 9:00~18:00)</li> </ul>
	TEL 7170-2695 FAX 7170-2696				
9	明治けんこう宅配 エース (なみき 1-13-2)	○ 注文 用紙	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宅配専用乳製品 (牛乳・ヨーグルト・</li> <li>チーズ・豆腐)</li> <li>・介護食・栄養食品・レトルト商品・野菜</li> <li>スープ・南高梅など (注文用紙による申込)</li> <li>TEL 0120-95-4192</li> <li>受付時間 月曜日～金曜日 9時～17時</li> <li>※詳細はお問合せください。</li> </ul>
	TEL 0120-95-4192 FAX 7120-6523				

# 国民年金

窓口：国保年金課

項目	内容
住所や年金の受取場所を変えるとき	年金を受け取られている方が、引っ越しなどで住所や年金の受取先金融機関を変更するときは日本年金機構へ「年金受給権者住所変更届」「年金受給権者受取機関変更届」の届出が必要です。(ただし、日本年金機構にマイナンバーが登録されている方の住所変更届は不要です。) また、住民票と異なる住所に住んでいる方は、「居所登録」を行うことで、住民票住所とは異なる場所を日本年金機構からの通知の郵送先とすることができます。 提出先は <u>年金事務所</u> または <u>街角の年金相談センター</u> です
年金証書を再交付したいとき	再交付申請書をお近くの <u>年金事務所</u> へ提出することにより再交付が可能です。届書(ハガキ様式)の郵送を希望される場合は、 <u>ねんきんダイヤル</u> へご依頼ください。
改定通知書や振込通知書を再交付したいとき	再交付依頼については電話での受付が可能です。 <u>ねんきんダイヤル</u> または <u>年金事務所</u> へご依頼ください。 「 <u>ねんきんネット</u> 」に登録されている方は、「 <u>ねんきんネット</u> 」から申請することができます。 お急ぎの場合は <u>年金事務所</u> または <u>街角の年金相談センター</u> にご相談ください。
公的年金等の源泉徴収票を再交付したいとき	「源泉徴収票」は、年金を受け取られている方に、一年間に支払われた年金の金額や所得税額等をお知らせするもので、所得税などの確定申告の際、収入証明書として使用する大切なものです。 再交付申請は <u>年金事務所</u> または <u>街角の年金相談センター</u> 窓口のほか、電話での受付が可能です。 <u>ねんきんダイヤル</u> または <u>年金事務所</u> へご依頼ください。「 <u>ねんきんネット</u> 」に登録されている方は、「 <u>ねんきんネット</u> 」から申請することができます。
年金から控除されている社会保険料の確認をしたいとき	介護保険料は高齢者支援課介護給付係へ 国民健康保険料は国保年金課保険料係へ 後期高齢者医療保険料は国保年金課後期高齢者医療係へ 住民税は課税課市民税係へ ※他の市区町村により保険料(税)や住民税が賦課されている方は、それぞれの市区町村へお問い合わせください。

【松戸年金事務所】 〒270-8577 松戸市新松戸1-3 3 5-2 0 4 7-3 4 5-5 5 1 7

【街角の年金相談センター柏】 0 4-7 1 6 0-3 1 1 1

【ねんきんダイヤル】 0 5 7 0-0 5-1 1 6 5 または 0 3-6 7 0 0-1 1 6 5

【ねんきん加入者ダイヤル】 0 5 7 0-0 0 3-0 0 4 または 0 3-6 6 3 0-2 5 2 5

【ねんきんネット】 [https://www.nenkin.go.jp/n\\_net/](https://www.nenkin.go.jp/n_net/)

## 税制上の優遇

窓口：税務署又は課税課

項 目	内 容
老人配偶者控除	<p>昭和28年1月1日以前に生まれた70歳以上の方を控除対象配偶者とする方の所得控除</p> <p>&lt;控除額&gt;</p> <p>所得税 48万円（一般配偶者控除よりも10万円多い）</p> <p>市県民税 38万円（一般配偶者控除より5万円多い）</p>
老人扶養控除	<p>同居老親等扶養控除</p> <p>扶養親族のうち、昭和28年1月1日以前に生まれた年齢70歳以上の方で、所得者や配偶者の直系尊属であり、所得者や配偶者との同居を常としている方</p> <p>&lt;控除額&gt;</p> <p>所得税 58万円（一般扶養控除よりも20万円多い）</p> <p>市県民税 45万円（一般扶養控除より12万円多い）</p>
老人扶養控除	<p>同居老親等以外</p> <p>扶養親族のうち、昭和28年1月1日以前に生まれた年齢70歳以上の方</p> <p>&lt;控除額&gt;</p> <p>所得税 48万円（一般扶養控除よりも10万円多い）</p> <p>市県民税 38万円（一般扶養控除より5万円多い）</p>
医療費控除	<p>所得者が、本人や家族のために支払った医療費が一定額を超えた場合、確定申告または市県民税申告をすることにより、所得税や翌年度の市県民税が減額となります。</p>
セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）	<p>特定健康診査や予防接種などの健康の維持増進及び疾病の予防への取組をしている方が「スイッチOTC医薬品」を購入し、1年間の購入費用が1万2千円を超えた場合、その超えた額（最大8万8千円）を確定申告または市県民税申告することにより、所得税や翌年度の市県民税が減額となります。</p> <p>※ 上記、医療費控除と、この制度のどちらか有利な方を選択することになります（どちらか一方のみ適用可能）。</p> <p>※ 「スイッチOTC医薬品」とは、医師の処方が必要だったものが薬局で買えるように転用（スイッチ）された市販の医薬品です。</p>

項 目	内 容
住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額	<p>令和6年3月31日までにバリアフリー改修工事が行われた住宅の固定資産税額を、翌年度分に限り3分の1減額します。改修工事完了後3か月以内に申告してください。</p> <p>◇適用の範囲 一戸あたりの床面積100㎡までを限度</p> <p>◇減額の対象 次の①～③に該当する住宅</p> <p>①新築された日から10年以上を経過し、一定のバリアフリー改修工事が行われた住宅。(賃貸住宅・新築軽減住宅・耐震軽減住宅を除く)</p> <p>※補助金等を除いた工事費の自己負担額が50万円超。</p> <p>②65歳(改修工事完了日の翌年1月1日における年齢)以上の方、介護保険制度の要介護や要支援の認定を受けている方、所得税法、住民税法上の障害者控除の適用を受けている方が居住する住宅。</p> <p>③改修後の床面積が50㎡以上280㎡以下の住宅。</p> <p>◇申告方法など詳しくは、市(課税課家屋係)にお問い合わせください。</p>

窓口：高齢者支援課

項 目	内 容
おむつにかかる費用の医療費控除	<p>医師の治療をうけているねたきり状態の方が使用しているおむつにかかる費用については、医療費控除の対象になります。(医師の証明書等が必要です。)</p> <p>ただし、医師の証明書によりおむつ代の医療費控除を受けた方が2年目以降も、介護保険の認定を受け、ねたきり状態にあり、尿失禁の可能性があることが主治医意見書にて確認された場合、医師による証明書に代えて、市が発行する証明にて医療費控除の対象として認められますので、市(高齢者支援課介護認定係)に申請してください。</p>
高齢者の所得税、地方税法上の障害者控除	<p>65歳以上の身体障害者手帳等をお持ちでない方で、介護保険の認定を受け、知的障がい者や身体障がい者に準じると認められた場合、「高齢者の所得税、地方税法上の障害者控除」が受けられますので、市(高齢者支援課介護認定係)に障害者控除対象の認定を申請してください。該当する場合は、「障害者控除対象者認定書」を交付しますので、確定申告等により控除が受けられます。</p>

## 問合せ先

名 称	所在地	電話番号
野田市役所	野田市鶴奉 7-1	7125-1111 (代表)

### 高齢者なんでも相談室 (地域包括支援センター)

野田市高齢者支援課 高齢者なんでも相談室	野田市鶴奉 7-1 (野田市役所高齢者支援課内)	7199-2866
野田市中心 高齢者なんでも相談室	野田市野田 1307-1 (特別養護老人ホームふれあいの里内)	7136-2301
野田市東 高齢者なんでも相談室	野田市鶴奉 280 (特別養護老人ホーム鶴寿園内)	7157-2750
野田市南第 1 高齢者なんでも相談室	野田市山崎 2723-3 (特別養護老人ホーム椿寿の里内)	7123-7066
野田市南第 2 高齢者なんでも相談室	野田市木野崎 1561-1 (木野崎病院内)	7128-7627
野田市北 高齢者なんでも相談室	野田市中里 43-3 (特別養護老人ホーム松葉園内)	7128-0113
野田市関宿 高齢者なんでも相談室	野田市桐ヶ作 666 (特別養護老人ホーム関宿ナーシングビレッジ内)	7196-5588 (代表)

### 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)

特別養護老人ホーム ほまれの家	野田市目吹 1511-3	7120-1033
特別養護老人ホーム福寿園	野田市金杉 2325-1	7125-8871
特別養護老人ホーム鶴寿園 (ユニット型)	野田市鶴奉 280	7124-4613



特別養護老人ホーム鶴寿園 (従来型)	野田市鶴奉 270-5	7124-4613
特別養護老人ホームすばる	野田市上三ヶ尾 382	7138-1382
特別養護老人ホーム椿寿の里	野田市山崎 2723-3	7123-1166
特別養護老人ホーム松葉園	野田市中里 43-3	7128-0111
特別養護老人ホーム 関宿ナーシングビレッジ	野田市桐ヶ作 666	7196-5588
特別養護老人ホーム いきいきタウンのだ	野田市中根 193-12	7157-0211
特別養護老人ホーム 船形サルビア荘	野田市船形 297-2	7170-0355
特別養護老人ホーム ふれあいの里	野田市野田 1307-1	7197-7272

#### 介護老人保健施設（老人保健施設）

野田ライフケアセンター	野田市野田 840	7123-6997
梅郷ナーシングセンター	野田市山崎 2785	7125-5111
葵の園・野田	野田市中里 1389	7127-7171
福聚苑	野田市中戸 20	7196-1168

#### 介護医療院

木野崎介護医療院	野田市木野崎 1561-1	7138-0321
----------	---------------	-----------

#### ケアハウス

ケアハウス野田	野田市上三ヶ尾 392-1	7138-3354
ケアハウスウェルフェア	野田市木間ヶ瀬 6129	7198-5141

## デイサービスセンター

デイサービスセンター ふれあいの里	野田市野田 1307-1	7197-7272
音女通りデイサービス	野田市中野台 177-7	7120-0606
ステップ中野台	野田市中野台 195-18	7122-2100
樹楽上花輪	野田市上花輪 1133-9	7199-3636
デイサービスかたらい	野田市清水 15	7124-3310
デイサービスなごみ	野田市清水 171-7	7157-4178
はあとデイサービス清水	野田市清水 269	7128-4195
秋桜ヴィレッジ清水公園 デイサービスセンター	野田市清水 826-15	7197-6056
シンシア清水公園	野田市清水公園東 2-31-21	7125-9680
ご長寿くらぶ野田市清水公園 南館デイサービスセンター	野田市桜の里 1-1-17	7126-0533
ご長寿くらぶ野田清水公園北館 デイサービスセンター	野田市桜の里 1-1-16	7186-7701
デイサービスほまれの家	野田市目吹 1511-3	7120-1033
デイサービスセンター福寿園	野田市金杉 2325-1	7125-8871
デイサービスセンター鶴寿園	野田市鶴奉 280	7121-1291
だんらんの家愛宕	野田市柳沢 1-34	7128-7655
デイサービス咲楽	野田市柳沢 24-3	7122-8316
あずみ苑清水公園	野田市柳沢 49-11	7125-7365

アクティブケア柳沢	野田市柳沢 56	7157-0649
ルアナデイサービス	野田市宮崎 123-16	7125-1118
養生塾（半日）	野田市宮崎 209-11	7193-8125
イオンスマイルノアSC店 （半日）	野田市中根 36-1	7125-5553
デイサービスしらゆり	野田市中根 193-5	7123-4330
デイサービスセンター エクラシア野田	野田市中根 130-6	050-6875-6090
デイサービスいきいきタウン のだ であい横丁	野田市中根 193-12	7157-0211
デイサービスいきいきタウン のだ ぬくもり横丁	野田市中根 193-12	7157-0211
樺パワーリハデイサービス	野田市山崎新町 27-15	7199-8214
ケアパートナー野田	野田市山崎 1275-1	7126-2360
コミュニケア24 癒しのデイサービス野田	野田市山崎 1313-1	7126-2441
デイサービスけやき	野田市山崎 1448-7	7126-4701
デイサービス歩恵夢	野田市山崎 1514-29	7137-7692
デイサービスセンター椿寿の里	野田市山崎 2723-3	7123-1166
ツクイ梅郷	野田市山崎新町 14-19	7126-1345
ツクイ梅郷第二	野田市山崎新町 14-20	7126-1385
ゆうゆう	野田市山崎貝塚町 20-4	7122-8558

だんらんの家桜木	野田市桜木 22-2	7126-0115
星の子瀬戸校まなびや	野田市瀬戸 189-29	7128-4586
デイサービスゆめしづく竹の里	野田市木野崎 701	7157-2020
デイサービスきのさきの家 (半日)	野田市木野崎 1647-12	7138-0202
デイサービスホームハピネス	野田市木野崎 1758-51	7197-1408
だんらんの家木野崎	野田市木野崎 1758-143	7170-1288
ケアハウス野田 デイサービスセンター	野田市上三ヶ尾 392-1	7138-3354
敬愛	野田市岩名 409-7	7124-5306
野田市岩木小学校 老人デイサービスセンター	野田市岩名二丁目 12-1	7129-0137
岩名長寿園	野田市岩名 1098-3	7196-7973
ステップ	野田市春日町 8-10	7190-5146
デイサービスセンター松葉園	野田市中里 43-3	7128-0111
デイサービスみらい	野田市尾崎 307-3	7157-0370
ツクイ川間	野田市尾崎台 8-2	7127-7551
だんらんの家川間	野田市五木新町 1-5	7170-4754
デイサービスフォルテシモ (半日)	野田市五木新町 16-15	7157-2320
デイサービスセンター 関宿ナーシングビレッジ	野田市桐ヶ作 666	7196-5588

ツクイ木間ヶ瀬	野田市木間ヶ瀬 612-1	7120-6778
縁「ゆかり」野田介護予防センター	野田市木間ヶ瀬 2079-4	7136-2414
縁「ゆかり」野田センター※	野田市木間ヶ瀬 2148-3	7136-2082
デイサービスセンター ウェルフェア	野田市木間ヶ瀬 6129	7198-5141

※ショートステイ有

## 地域密着型サービス施設等

### 1) 小規模多機能型居宅介護

デイハウスけやきの杜	野田市山崎 1448-1	7126-4700
------------	--------------	-----------

### 2) 看護小規模多機能型居宅介護

アロハナーシングケアハウス	野田市木間ヶ瀬 2764-63	7198-7765
---------------	-----------------	-----------

### 3) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

あずみ苑グランデ柳沢	野田市柳沢 52-1	7126-5521
------------	------------	-----------

### 4) 認知症対応型通所介護（認知症デイサービス）

デイサービスいきいきタウン のだぬくもり横丁	野田市中根 193-12	7157-0211
デイサービスしらゆり桜台	野田市桜台 155-2	7128-8510

### 5) 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

あったかさん	野田市上花輪 588	7126-8686
グループホーム菜の花	野田市宮崎 207-5	7157-4318
グループホームせいしん	野田市中根 207	7125-7165

グループホームけやきの杜	野田市山崎 1448-1	7126-4706
麗翠堂グループホーム	野田市瀬戸 965-1	7138-1718
グループホームソラスト川間	野田市中里 1564-2	7127-8411
グループホーム バンヤンツリー関宿	野田市木間ヶ瀬 4877-1	7120-4744

#### 6) 地域密着型介護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホーム）

特別養護老人ホーム 野田市楽寿園	野田市鶴奉 264	7122-1464
ヴィラ・ほまれの家	野田市目吹 2011-3	7120-3335

#### 7) 地域密着型特定施設入居者生活介護

介護型サービス付き高齢者向け住宅なごみ中野台	野田市中野台 300	7186-7805
------------------------	------------	-----------

#### シルバーサロン

はつらつ・ゆうみい	野田市中根 193（パルシステム千葉 野田中根店敷地内）	7197-2133
-----------	------------------------------	-----------

#### 老人憩の家

谷吉会館	野田市谷津 1145-3	7129-8444
七光台会館	野田市七光台 242-1	7129-5087
関宿会館	野田市木間ヶ瀬 619-2	7198-3685

#### その他

保健センター	野田市鶴奉 7-4	7125-1189
関宿保健センター	野田市東宝珠花 260-1	7198-5011

老人福祉センター	野田市瀬戸 270	7138-2155
中根地域福祉センター	野田市中根 31-1	7125-0003
関宿福祉センター やすらぎの郷	野田市古布内 1944-2	7196-8341
野田市社会福祉協議会	野田市鶴奉 5-1	7124-3939
野田市シルバー人材センター	野田市鶴奉 5-1	7125-2300

## 防 犯

窓口：市民生活課

特殊詐欺対策 アダプタ補助 事業	<p>特殊詐欺対策アダプタは通話内容を人工知能（A I）が解析し詐欺が疑われると、本人や登録した親族などに電話やメールで注意喚起を行います。市ではアダプタの設置費用（上限8,800円）を補助しています。</p> <p>なお、ナンバー・ディスプレイ加入（月額440円※NTT東日本の場合）が別途必要となる場合があります。</p> <p><b>【対象者】</b> 市内在住の65歳以上の方</p>
------------------------	--

## 災害に備えて

地震が起きたら

大地震のときは、一瞬の判断が生死を分けることもあります。大きな揺れが続くのはせいぜい1分くらいです。身の安全確保が第一。あわてないで、冷静に行動しましょう。

### 1. 家の中で地震にあったらどうする？

#### ◎身の安全を守る

- ①急いでテーブル、机などの下にもぐりましょう。
- ②あわてて外に飛び出さないことが大切です。

#### ◎火の始末をする

- ①揺れが小さい場合は直ちにガスやストーブの火を消し、コンセントを抜きましょう。
- ②揺れが大きい時は揺れがおさまってから火の始末をしましょう。

#### ◎危険なものから離れる

- ①転倒・落下の危険のある家具や照明器具、窓ガラスからはできるだけ離れましょう。
- ②ガラス片などでケガをする恐れがあるので、裸足で歩き回らないようにしましょう。

#### ◎逃げ道を確保する

- ①揺れで建物がゆがみ、ドアや窓が変形して開かなくなることがあるので、揺れの合間を見てドアや窓を開けて、逃げ道を確保しておきましょう。特に中高層住宅の場合は忘れずに。

#### ◎正しい情報を集める

- ①災害時は誤った情報が流れることがあるので、その後の対応を間違わないためにも、ラジオなどで正しい情報を入手するようにしましょう。

#### ◎危険な時は避難する

- ①激しい揺れで家具が倒れるなど危険を感じた時や火災が発生して火が天井まで燃え移った時は、ただちに避難してください。また、大きな余震が続くようなときも、避難しましょう。

### 2. 災害に関する情報がだされたら

大地震が発生した場合は、ラジオなどで放送されますので、正しい情報を得るようにしましょう。

#### ◎緊急地震速報

- ①緊急地震速報は、気象庁から強い揺れ（震度5弱以上）が推定される地域及び震度4が推定される地域名をお知らせするものです。
- ②緊急地震速報が出されたら、周囲の状況に応じてあわてずに、まず身の安全を確保しましょう。



<p>災害用伝言ダイヤル</p>	<p>①安否などの確認は「171」</p> <p>②家族や親戚などへの連絡は、NTTの災害用伝言ダイヤルが便利です。被災地の人から録音した安否などに関する情報を、他の地域の人から聞くことができます。また、他の地域の人から被災地の人達にメッセージを送ることも可能です。</p> <p>③「171」を押し、利用ガイダンスに従って伝言の録音・再生を行います。一般加入電話、公衆電話、携帯電話、PHSから利用できます。</p> <p>※ダイヤル式電話は利用できません。</p> <p>※公衆電話は、停電時テレホンカードでの利用はできませんが、硬貨による利用はできます。</p>
<p>洪水に備えて</p>	<p>野田市は、一級河川の利根川・江戸川・利根運河に三方を囲まれていますので、いずれかの河川の水が市内に流れ込んできた場合に備えて、洪水ハザードマップを作成しています。</p> <p>万が一の事態に備えて熟読していただき、ご自分の住まいが避難の必要な地域にあるかどうか、避難所がどこにあるか、非常用持ち出し品の準備や緊急時の連絡方法等を確認しておきましょう。</p>

### 高齢者福祉のご案内（令和5年度）

令和5年4月1日

発行 野田市役所 高齢者支援課

〒278-8550 野田市鶴奉7番地の1  
04(7125)1111(代)